

桑折町都市計画マスターplan 【概要版】

愛着と誇り（桑折プライド）を育む
住み続けたいまち 住みたいまち
こおりならではのまちづくり

出典：国土地理院ウェブサイト（加工して使用）

桑折町

令和6（2024）年9月

I 都市計画マスターplan策定の目的

都市計画マスターplanとは、町が定めるまちづくりに関する基本的な方針です。この方針に基づいて、土地利用の誘導や道路・公園の整備など、具体的なまちづくりの計画を決定・推進します。

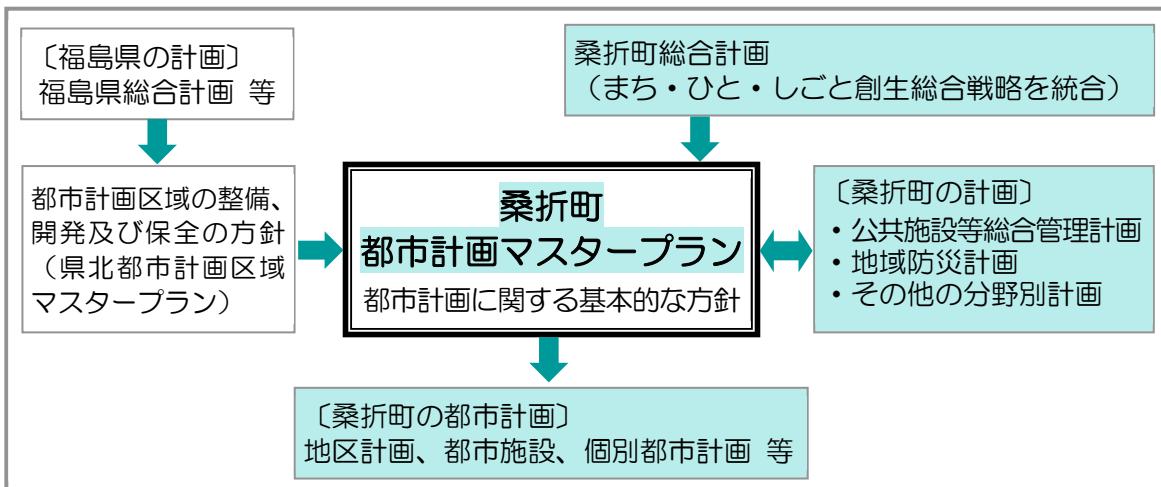
本町では、1997(平成9)年3月に「桑折町都市計画マスターplan」を策定し、2014(平成26)年9月に、東日本大震災の発生による環境の変化に対応するため見直しを行いました。

その後 10 年弱が経過し、都市計画に関する法令・制度の改正、上位・関連計画の策定(見直し)が進み、これらとの整合と併せ、社会情勢の変化(東北中央自動車道(相馬福島道路)の全線開通及び役場庁舎の駅前移転、福島蚕糸跡地への「ここにしかない複合施設」の誘致、伊達桑折 IC 周辺の民間主導による流通業務地開業に向けた動きなど)や課題などに確実に対応していくため、新都市計画マスターplanの策定が急務となっていました。

今後の「こおり新時代」を目指す「こおりならではのまち」を実現していくにあたっては、地域の特性に応じた良好なまちづくりを推進する必要があります。本計画は、新たに目指すべき方向性、求められる土地利用及び実現方策等を示す「まちのグランドデザイン」を明らかにすることを目的として策定したものです。

II 都市計画マスターplanの位置づけ

桑折町都市計画マスターplanは、県北都市計画区域マスターplan(福島県)や桑折町総合計画との整合・調和を図りつつ、関連するその他の計画と連携を図りながら、20 年後の桑折町のまちづくりの指針を示すガイドラインとして位置づけられます。

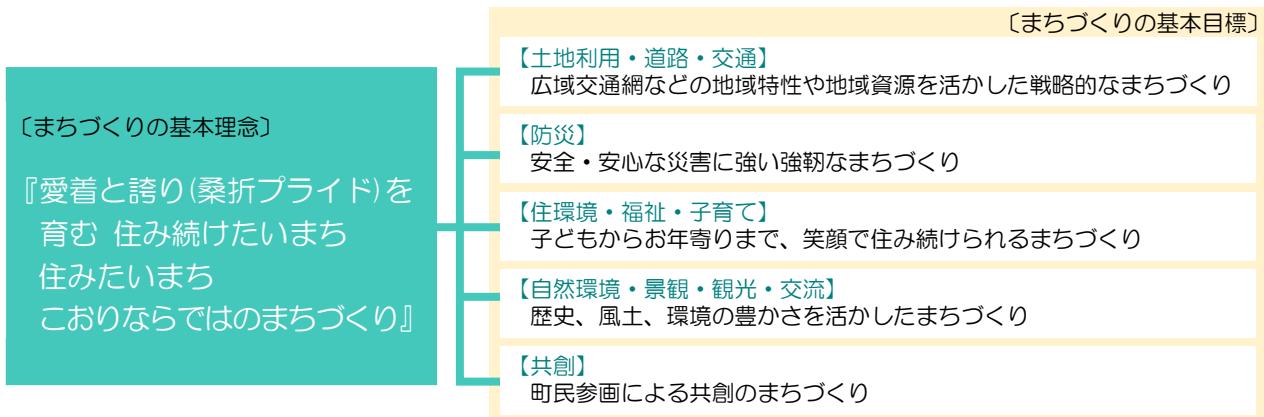


III 目標年度

本計画の目標年度は 2044(令和 26)年度とします。

IV まちづくりの将来像

●まちづくりの基本理念と基本目標



●将来都市構造

① 土地利用エリア

都市構想エリア、農地・集落エリア、森林エリアでは、地域の特性に応じた適正な土地利用を推進します。

② 都市の拠点

中心拠点、地域生活拠点、工業拠点、複合機能創出拠点、緑の拠点では、都市の魅力と活力を高める拠点の機能強化を図ります。

③ 都市の軸

広域高速交通軸、広域都市軸、地域連携軸、中心拠点軸、水辺骨格軸では、都市の交流を支える交通・連携軸の強化を図ります。

■将来都市構造図



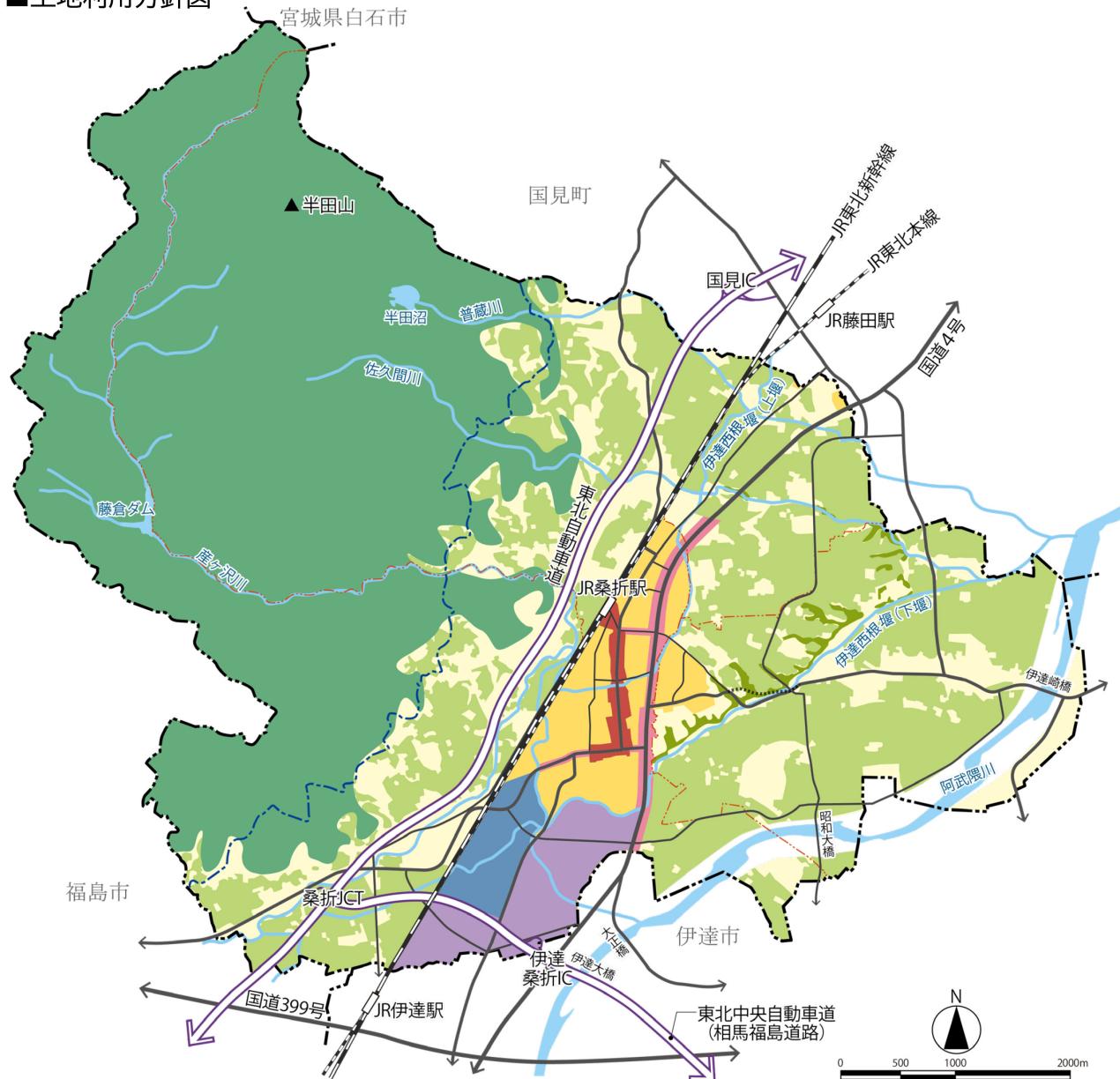
V 全体構想

まちづくりの将来像を実現するため、8つの分野別まちづくりの方向性を定めました。

1 土地利用の方針

- 機能を効率化したコンパクトな土地利用
- 中心市街地の賑わい創出に向けた計画的な土地利用
- 伊達桑折 IC のポテンシャルを活かした地域社会の持続性を高める土地利用
- 既成市街地の良好な住環境を保全・誘導する土地利用
- 農用地の維持・保全
- 都市計画制度の必要に応じた策定・見直し・市街化調整区域の地区計画制度運用基準の検討

■土地利用方針図



【都市構想エリア】		【農地・集落エリア】		【その他】	
住宅地ゾーン	工業地ゾーン	農村集落ゾーン	複合機能創出ゾーン	自動車専用道路	河川・水路・湖沼
商業地ゾーン	ソーン	農用地ゾーン	ソーン	幹線道路	行政界
沿道生活サービスゾーン		森林ゾーン		幹線道路(計画ルート)	都市計画区域界
【森林エリア】		【森林ゾーン】		段丘斜面林	地域界

2 交通体系整備の方針

- 広域交通ネットワークの連携強化を図る道路整備
- 必要性の高さに応じた修繕等、効果的・効率的な整備
- 歩行者・自転車の道路空間の利用環境充実、安全性確保、景観形成
- 効率的な維持・更新による道路施設の長寿命化
- 長期未着手都市計画道路の変更、廃止など見直し検討

■交通体系整備の方針図



【道路】	【交通結節点】	【都市の軸】	【都市の拠点】	【その他】
自動車専用道路	駅	広域高速交通軸	中心拠点	行政界
広域幹線道路	東北中央自動車道IC 東北自動車道IC・JCT	広域都市軸	地域生活拠点	都市計画区域界
主要幹線道路 主要幹線道路(計画ルート)	JR東北新幹線 JR東北本線	地域連携軸(都市間連携)	工業拠点	都市構想エリア
地域幹線道路	バス	地域連携軸(拠点間連携)	複合機能創出拠点	地域界
市街地幹線道路		中心拠点軸		河川・水路・湖沼
主要な生活道路				

3 安全なまちづくりの方針

- 大規模地震等における人的被害を最小限にとどめる取組み推進
- 自治体や民間事業所との災害時応援協定の締結推進
- 交通安全や防犯活動等の生活安全対策の推進

4 良好的住まいのあるまちづくりの方針

- 子育て世帯や多様化するライフスタイルにあわせた住環境の整備や支援策の充実
- 住宅の耐震化や高齢化に配慮した住宅の整備・改善の促進と空き家の適正な管理
- 町営住宅の適切な維持管理や民間住宅を活用した公的賃貸住宅の供給支援

5 人にやさしいまちづくりの方針

- すべての市民が安心・快適に生活を送れる人にやさしい都市環境の形成
- 公共公益施設等のバリアフリー化による利用しやすい施設整備
- 福祉・保健・医療・介護サービス等との連携による地域福祉活動に資する施設の充実や居住環境の整備促進

6 水と緑のまちづくりの方針

- 緑の拠点である半田山、水辺骨格軸である阿武隈川等の豊かな自然環境の維持・保全
- 河川や水辺の環境保全活動などによる水環境の保全
- 再生可能エネルギーの積極的な活用推進による自然環境との共生

7 景観まちづくりの方針

- 桃畠が広がる「こおり桃源郷」等の自然・歴史的景観の保全
- 旧奥州街道沿いの往時をしのばせる建造物が残る街並み景観の保全
- 住民との協働による個性的・良好な景観形成

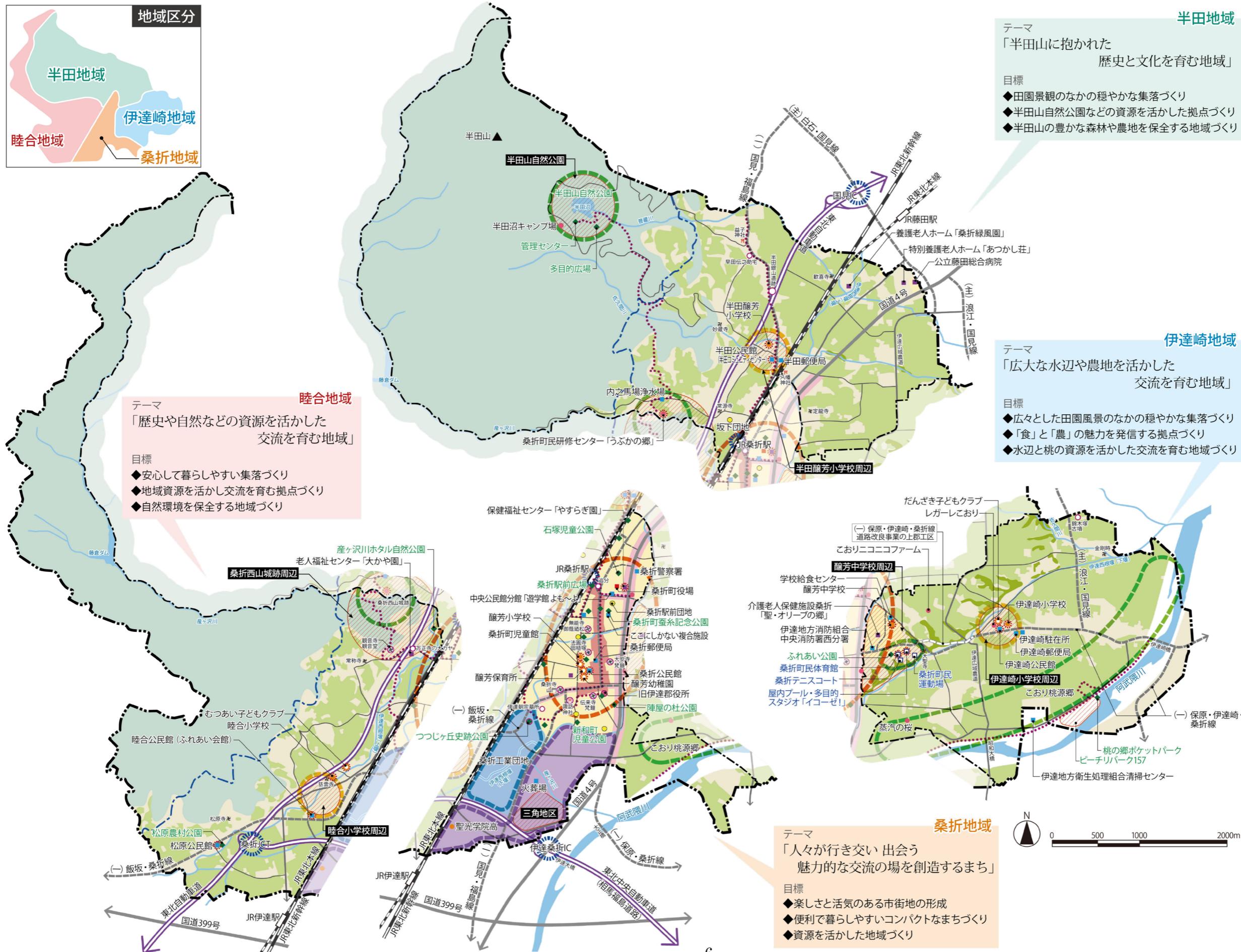
8 交流を育むまちづくりの方針

- 恵まれた地域資源を活かしたイベント開催などの「訪れてよし」と思われる地域づくり
- ICTの効果的な活用やシティープロモーションの展開などによる情報発信



VI 地域別構想

町域を4地域に区分し、それぞれの地域のまちづくりの方向性を定めました。



VII 協働まちづくりの推進

町民と行政、事業者、地域などが連携し、新たなまちの魅力や地域の価値を共に創りあげていくため、それぞれの役割と責任を担いながら、協力してまちづくりを推進します。

行政の役割

まちづくりに関する様々な情報の公開・発信と町民ニーズの把握を行い、行政が取り組むべき基盤整備や仕組みづくり等の施策を推進するとともに、町民が自主的・主体的に行う公共的なまちづくり事業について、必要に応じて支援を行います。

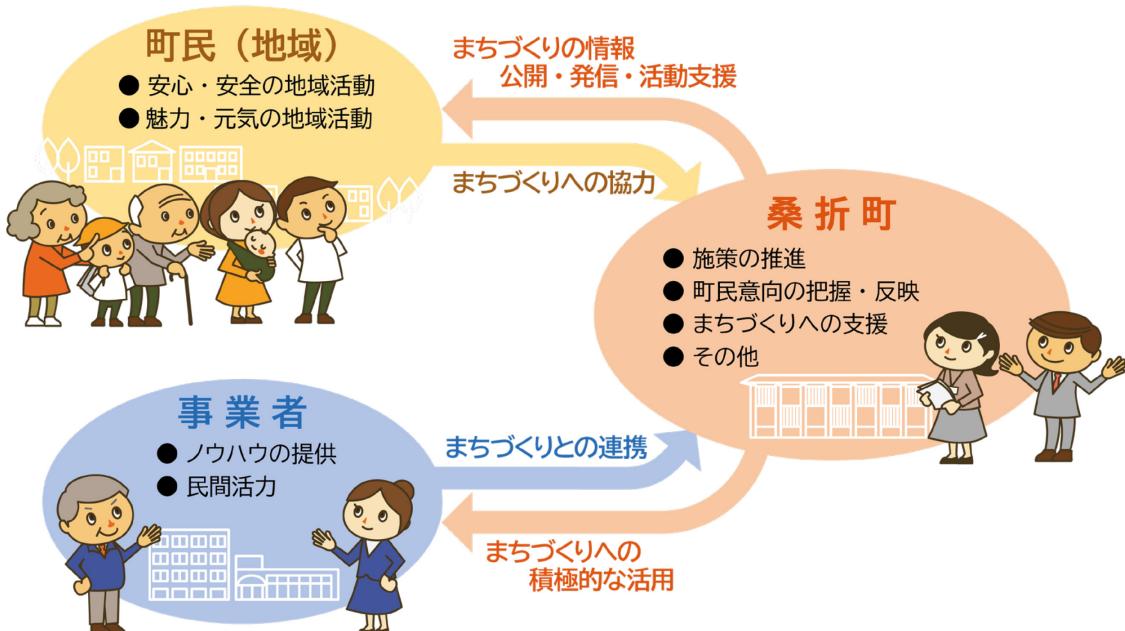
町民の役割

地域住民間で連携・協力しあいながら、様々なまちづくり活動への参画の輪を広げていくことが重要です。また、町内会や住民自治協議会などで、積極的かつ能動的にまちづくりに関わることで、地域のリーダーや担い手となる人材の育成につなげていくことが期待されます。

事業者の役割

地域との良好な共生・調和に留意した企業活動を行うとともに、まちづくりとの連携を深めることで、まちの活力源になることが期待されます。

～協働まちづくりのイメージ～



発行／福島県桑折町
担当課／建設水道課

〒969-1692 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下 22-7
TEL 024-582-2124（直通） FAX 024-582-2479
Email kensetsu@town.koori.fukushima.jp

